

【添付資料10 リスク分担表】

a. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、受注者が担当する業務については、原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うものとする。

b. 予想されるリスクとリスク分担

発注者と受注者の基本的なリスク分担の考え方は、下表に示すとおりとする。

当該リスク分担を変更する合理的な理由がある場合は、必要に応じてリスク分担の変更を行う場合がある。

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者		
			発注者	受注者	
共通	政策変更リスク	1	発注者の政策変更による事業内容の変更、中断、中止等に関するもの	○	
	法制度リスク	2	法制度・許認可の新設・変更によるもの (本事業に直接の影響を及ぼすもの)	○	
	税制度リスク	3	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
	許認可取得リスク	4	発注者が取得する許認可の遅延に関するもの (受注者の責に帰すべき事由によるものを除く)	○	
		5	上記以外の許認可の遅延に関するもの		○
	住民対応リスク	6	施設の設置・稼働に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	○	
		7	上記以外のもの (受注者が行う調査、設計、建設工事等に関するもの)		○
	環境保全リスク	8	受注者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)		○
	第三者賠償リスク	9	発注者の責に帰すべき事由による第三者への賠償	○	
		10	受注者の責に帰すべき事由による第三者への賠償		○
	債務不履行リスク	11	発注者の責に帰すべき事由によるもの	○	
		12	受注者の事業放棄、破綻に関するもの		○
		13	要求水準の未達成に関するもの		○
	不可抗力リスク	14	不可抗力に起因する増加費用及び損害	協議により決定	
	物価変動リスク	15	施設整備期間中の一定範囲を超える物価変動	協議により決定	
	発注資料リスク	16	発注資料等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	契約締結リスク	17	発注者の責に帰すべき事由による締結遅延・中止	○	
		18	受注者の責に帰すべき事由による締結遅延・中止		○

設計	調査リスク	19	発注者が実施した測量・調査に関するもの	○	
		20	上記以外の測量、調査に関するもの		○
	設計リスク(設計費増大リスク・遅延リスク)	21	発注者の指示・判断の不備・変更に関するもの	○	
		22	上記以外の要因による不備・変更に関するもの		○
	調整・交渉リスク(費用増大リスク・遅延リスク)	23	本施設を整備する上で予め必要となる関係機関・団体・地権者との調整・交渉に関するもの	○	
		24	受注者の責に帰すべき事由により必要となる調整・交渉に関するもの		○
施工	発注者責任リスク	25	発注者の要求による工事の内容及びその変更に関するもの	○	
		26	上記以外の要因による工事の内容及びその変更に関するもの		○
	用地リスク	27	土地の瑕疵(発注者が公表した資料から予測可能なものは除く)	○	
		28	建設に要する仮設、資材置場、建設作業員の駐車場に関するもの		○
		29	建築後の地盤沈下に関するもの	協議により決定	
	工事遅延・未完工リスク	30	発注者の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの	○	
		31	上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの		○
	工事費増大リスク	32	発注者の指示による工事費増大に関するもの	○	
		33	上記以外の要因による工事費増大に関するもの		○
	工事監理リスク	34	受注者が実施する工事監理に関するもの		○
	施設損傷リスク	35	引渡し前に工事目的物や工事材料等に生じた損害		○